

ひまわり から メッセージ

63号

2016.7.11

NPOひまわりの花内
西濃地域
飛達障がい支援センター

発行人：中野たみ子



すぐには役立たないよう見えても
やがてニースの底ふかく沈んで
いつかあなたのへうらしき 变えてしまつ
そんなふうな これはあなたの暮しの手帖です

七キ、母の書棚

三十年前暮しの手帖

NHKの朝の「とと姉ちゃん」のモデルが、暮しの手帖社
を起した大橋鎮子さんと知って、母の書棚から古い暮しの手
帖を取り出してみました。

一九八六年のそれは、第三世纪一号と書かれています。

創刊は、たしか昭和二十三年頃ですが、三十年前のこの本は通
巻何号だろ、つか……と考えました。

裏表紙には花森安治の「なんば」がありました。

「これはあなたの手帖です

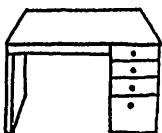
こういうのことがここには書きつけてある
この中のどれか一つ二つは

すぐ今日のあなたの暮しに役立ち
させて どれか もう一つ二つは

私も、ひまわり学園で他の先生方と一緒に作りましたし、
孫のために作りましたが、ここにも同じよつて考えて作った
人がいたのだと、何だかうれしくなったのです。
内容も読み始めると奥に面白く、高齢化社会に向けて、
アメリカのシカゴの平和テラスという名のアパート紹介や、自
分で作る洋服、吉兆のどんぶり、秋山え子や安野光雅の
文章など、今でも十分に新しいものでした。若き日の樹木
希林のインタビュー記事も読みましたね。

今も創刊当時の方針は引き継がれているのでしょうか。本
屋に行ってみよう……と思つたことでした。

竹田契一先生の講演を聞いて



へ10年目の特別支援教育へ

特別支援教育は教師のレベルアップでもあるが……

① 特別支援教育コーディネーターは機能しているが、
② 実態把握 最低六・五%いるが

（「このクラスにはいません」ということはないが、

③ 校内委員会は機能しているが

④ 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と実施
のレベルはどうか。

※ 大学受験の時の別室受験など考慮されるのは、あくまで今まで支援された（個別指導計画作成など）と

いう証があること。

⑤ 子どもの行動のみが特別支援教育ではない。

「学力伸ばす」とが最終目標

⑥ 専門家チーム・巡回相談システムは機能しているが、

へなせじろは學習困難か？

① 学び方がわからぬ。

漢字を何度も練習しても書けるようにならないと、
ど脳障害が完全に治らない以上、健やかに育つための支援、
環境づくりや関わり方の配慮といったものが必要であることが、どの程度理解されているのか……と不安にもなりました。

② 優先順位がわからぬ。（見通し）

何から手をつけいいのが、困ってしまう。

竹田先生の講演内容を少し紹介します。

先日、岐阜で竹田契一先生の講演会があったので参加しました。竹田先生は医学博士で大阪教育大学の名誉教授・大阪医科大学（現セントラル難問といった眉書きおもちで、私は特別支援教育士（通称S.E.N.S）という資格取得の折に、何度もお話をうがったことがあります。

今回の演題は、「十年目の特別支援教育と発達障害への具體的関わり方」でした。

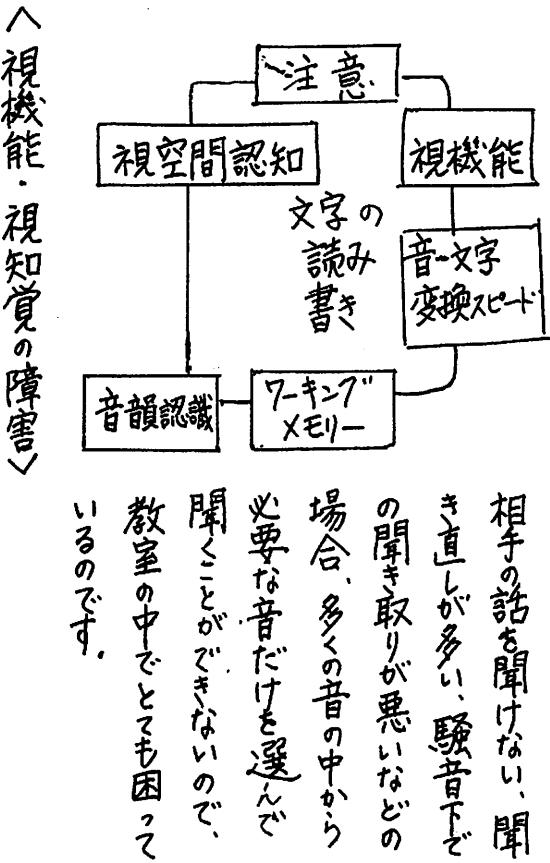
まず、先生は冒頭で発達障害の原因は「親の育て方ではなし」と言われました。多くのお母さんが相談に来られて「私の育て方のせいです、か……」と泣かれる姿を見てきました。「あさーい親は……」と言われる関係者の方にも出会ってきましたので、聞かれた方は、ほっとされたが、つと思いました。けれど脳障害が完全に治らない以上、健やかに育つための支援、環境づくりや関わり方の配慮といったものが必要であることが、どの程度理解されているのか……と不安にもなりました。

④ 記憶の障害(すぐじれる)

⑤ 聞く力の障害(耳から情報処理)

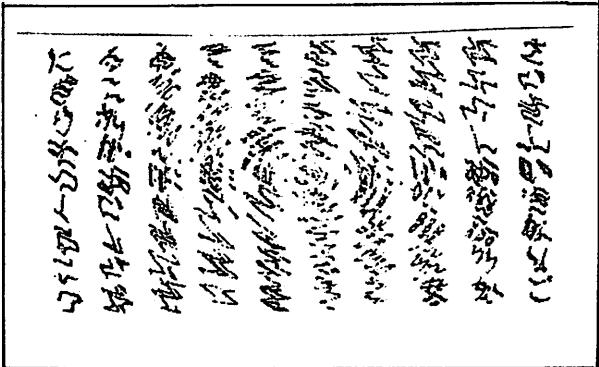
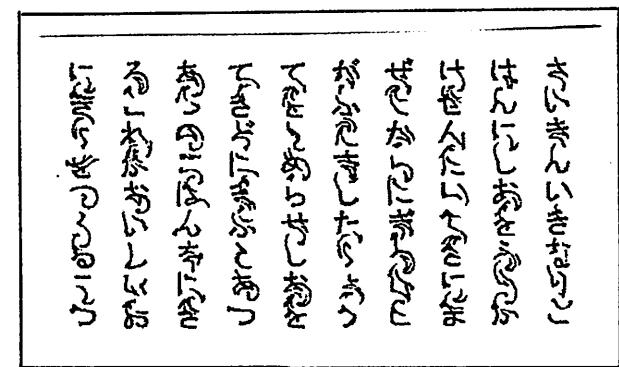
⑥ 不注意が多い(ケアレスミスから始まる)

学習障害は、知的な遅れを伴わないのに、読み書きにつまづく子もいます。努力不足、急げていると思われがちで、これらのことから、次第に自己肯定感が下がっていきます。



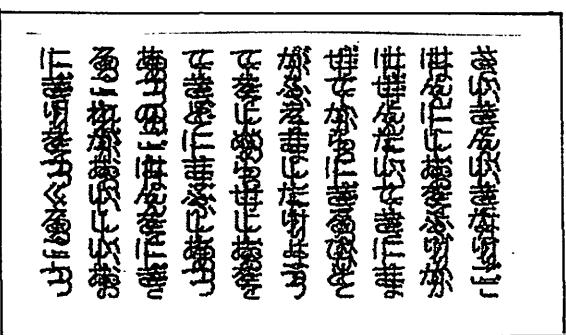
一部の文字が動いているように見える。

文字がゆがんで見える。(品川)



竹田先生の講演資料から転記させていただきました。
「同じ文章を読むときはできません」ところも
か、努力して読むのが理屈だと思します。私たちに子どもたちへいるときの具体的な指導力が試されてくるの
が、焦らさがない追視ができない。
・図と他の障害→背景から必要な物をとり出していく時の
・図形の認知が弱い
・文字が汚い

文字が二重にダブって見える



八合理的配慮とは／

- ・他の子どもたちと同じスタートラインに立つために、すでにある環境や条件に対して子どもの特性に合わせた変化をつくること
- ・能力に下駄をはかせることなく、互アな競争ができるように環境を整えること、個人の自己決定と社会参加を支えるもの（近藤・二〇一四）
- ・合理的配慮には均等を失した又は過度の負担（お金や努力など）を課さないものをいう。（権利条約）
- 合理的配慮といふと、保護者の方は、学校に対して要求すれば全て自分の要求が通ると思われる方もあるが、もしさえながら、もしかしたら、過度な負担を要求している場合もあるかもしれません。
- 又、学校の方もサービスと支援を同様にうえてしまって、過度にサービスしてくるかもしれない。本来は合理的配慮すべきなのに、「そんなことは出来ません」と言つて、いるのも無いとは言えません。
- 竹田先生は、合理的配慮の例として、次のようないことを示しておられましたので参考にしてみて下さい。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン

障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具や運動機器の確保

専門性を要する教員の配置

介助及び学習面を支援する人材配置

指導方法等についての指導・助言するPT・OT・ST及び心理の専門家の確保

必要教材の確保

個別指導のためのコンピューター・デジタル教材

クールダックするための小部屋確保

口頭による指導、だけではなく板書、メモによる情報提示

しかし、いずれにしても一人ひとりの教育的ニーズがつかめなければ、どの様な配慮が必要のか分かりません。「保護者との合意形成」という中には、親さんも学校も将来の見通しきもつた「今」、お子さんが必要とするものを見極めていく責任があるはずです。

未来をになつてく子どもたちを二次障害にしてしまわないと、容易に他人に子育てをやらねずに、親としてどうすべきかを考えていきました。ただし、一人で背負わず、一緒に考えてくれる人たちと共に……!!

八月例会はありません。九月は会場が変わります。(未定)
九月十二日(水)の予定です。